

副会長就任にあたって ③

副会長理事 小沼 利光

平成22年から2年間、副会長を仰せつかりました。

私は日臨技で小崎会長の下、4年間副会長を務めさせて頂き、また都臨技でも4年間副会長の役に就いておりました。

この長い経験から、如何に会長をサポートしながら会務を行うか、と言った副会長の役割を良く理解していますので、日臨技の中で必ずこの職責を果たせると思っています。

私が立候補時に掲げた公約の「法人格の方向付け」は日臨技の大切な針路を決定しますので、高田新会長の考えを伺いながら慎重に進めて参ります。

また、もう一つの「他の医療職能団体との交流」は業務制限の存在で、それぞれ孤立しがちな医療技術者団体も、一部時代錯誤的な医療法を改定出来ずにいるなど、国家資格の枠を取り払ってみれば、案外と同様な問題を抱えている物です。

他団体に、この様な共通する角度からアプローチし、連帯意識を持ち一丸となれば、法改正にも大きな推進力になると期待出来ます。さらに、私が特に力を入れたい事項に「会員としての有用性を実感出来る技師会」作りがあります。職能団体として見る時、構成人数は最も大きな力となります。法改正や公的事業を行う上で数は大変重要です。

しかし、その為だけに入会し活動の礎となることでは入会することの動機付けにはなりません。会員継続もまた然りです。会員の大半が技師会に学術的なサポートを期待していると思いますが、多くの専門学会が立ち上がっている昨今ではその役割よりも「検査技師のための会」として特筆出来るメリットを構築するのがこれからの日臨技の在り方だと思えます。

平成13年、皆様から頂く会費の一部を「賠償責任保険」へ自動的に割り当てる事業を展開しました。このような技師会員の特典を契機に会員を増やし、より良い事業が行えるよう技師会を発展させる所存です。

それには会員の皆様に日臨技と言う職能団体の構成員として自覚と高い意識を持って欲しいと願って止みません。

メリーさんの…深～いお話！

メリー・ポピンズが傘をさして空を飛ぶ…どうして？

20年前のこと…小さな女の子が「私もお空を飛びたい」と言って、2階から思いっきり飛び出しました。

ドス～ン…庭に落ちてしまいました。

「どうして私は飛べないの？傘が小さいから？」

今度は、お父さんの大きな傘で、飛んでみました。

ドス～ン…女の子の思いは届かず、またまた庭に落ちてしまいました。

「お父さんに怒られる」

女の子は、泣きながらお父さんに尋ねました。

「お父さん！どうして私は飛べないの？」

お父さんは、怒るところか、ニコニコ笑って答えました。

「それはね、お前が飛ぶという目的で飛んだからだよ」

「どうして駄目なの？」

「メリーさんは、皆を幸せにしたいなあ～という目的があるから飛べるのだよ」

「目的があれば、私も飛べるの？」

「そうだよ。でも、お前はまだ無理だよ。もっと大きくなって、目的を持ったら遠くまで飛んで行けるよ」

「ふ～ん！」

それから、女の子はお父さんの言うとおりの「目的」に向かって勉強しました。

20年たった今、女の子は“メリーさん”になり、皆を幸せにしたいという目的を持って、明るく浅草の空を飛んでいるそうです。

専務理事就任にあたって

専務理事 金子 健史

平成 22・23 年度も引き続き専務理事の任にあたらせていただくこととなりました。少しでも会員の皆様のお役に立つように粉骨砕身、会務に精励する所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1985 年のプラザ合意以降、急速な円高による「円高不況」が懸念されたため、低金利政策が継続的に採用されました。この低金利政策が、不動産や株式への投機を加速させ、やがてバブル景気をもたらすこととなりました。

成長路線をひた走っていた日本経済も、90 年代のバブル崩壊という変曲点を経て、グローバリゼーションというアメリカの身勝手な枠組みに組み込まれ、「結果の平等」から「機会の平等」へと世の中は大きく様変わりし、その結果、「1 億総中流社会」から「格差拡大社会」へと変貌を遂げました。

財政破綻寸前の国が「大きな政府から小さな政府」へと舵を切った行く手に待ち受けていたもののひとつが「公益法人制度改革」でした。

本来、国や地方公共団体という第 1 セクターで遂行すべき事業を第 3 セクターに委ね、見返りとして税制優遇措置を講じるというものです。このような外部環境の変化に伴い、私たちの技師会も大きな改革を余儀なくされることとなりました。

従来の主務官庁による「許可主義」から公益法人制度改革関連 3 法（一般社団・財団法、公益法人認定法、関係法律整備法）による「準則主義」への変革は、これまでの所謂「技師会活動」に対する意識を一変させるものです。それというのも一般社団・財団法は会社法をベースに作られており、役員等の責任権限が大幅に変更されているからです。理事には一般社団・財団法での競争禁止義務、利益相反取引の制限、忠実義務、第三者に対する損害賠償責任、法人に対する損害賠償責任、役員等の連帯責任、民法の善管注意義務等が課せられます。理事になるにも相当の覚悟を要する時代になったといえます。

公益社団か一般社団か、そのメリット・リスクを天秤にかけると悩ましい限りで、会員の皆様にも様々なご意見があると思えます。当会の場合、公益社団を目指すには収支相償及び遊休財産額の保有制限をクリアしなければならず、一般社団を選択するとしても公益目的支出計画のための事業区分の工夫が必要となります。

しかし、そうは言っても、「輸血管理加算」の新設や世界に類を見ない「データ標準化事業」の展開、そして「技師法改正」など、社会制度を変え得る潜在的エネルギーを有する組織が、誰でも登記するだけで認可される一般社団を選択するとは考えにくいことも事実です。

いずれにせよ現行の 50 を超える事業を仕訳け直し、会員の利益を損なわないように再構築して新法人制度に適合させなければなりません。

会員の利益を図りながら公益事業も推進していくとなれば新たな収益事業の展開も視野に入れなければなりません。私たちは、何の営業努力もせず毎年安定的に入ってくる会費収入を配分し消費する一方であったため、法人税法上の 34 収益事業を眺めても、ただただ嘆息するばかりです。

また、今年度は新法人への移行のために新定款を起草しなければなりません。そのためには、「会の目的」、「目的を達成するための事業」を始めとして、「社員総会の権限」、「地区技師会の取扱い」、「理事会の構成」、「理事選出のあり方」、「理事定数」といった積み残された機関設計を、新理事会で集中的に審議しなければなりません。

その一方、あまたある事業を推進しなくてはならず、今年は大変多忙な年になりそうですが、「創造の知恵」と「改革の勇氣」をもって邁進する所存です。